

議案第 54 号

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立公園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立公園条例（昭和 36 年板橋区条例第 12 号）の一部を
次のように改正する。

目次中「第 14 条―第 20 条」を「第 14 条―第 25 条」に改める。

第 20 条を第 25 条とし、第 19 条を第 24 条とし、第 18 条の次に
次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 19 条 区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条
の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、
公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることがで
きる。

- (1) 公園施設（法第 5 条第 1 項の規定により設置又は管理の許可をし
た公園施設を除く。以下同じ。）の維持及び修繕に関する業務
- (2) 公園施設の使用の受付及び案内に関する業務
- (3) 公園の利用の促進に関する業務
- (4) 第 6 条の規定による公園の使用の制限に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第 20 条 区長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受
けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募す
るものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところ
により、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により、最も適当と認める法人等を指定管理者に指定するものとする。

(1) 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

(2) 安定的な経営基盤を有していること。

(3) 公園の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営ができること。

(指定等の公表)

第21条 区長は、次に掲げる場合には、速やかにその旨を告示するものとする。

(1) 前条の規定により、指定管理者を指定したとき。

(2) 第23条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めてその管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(指定管理者による管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、公園の管理に関する業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 利用者に対し、適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 公園施設の維持管理を適切に行うこと。

(4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 区長は、公園の管理に関し必要な事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(指定の取消し等)

第23条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

(2) 第20条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。

(3) 前条に規定する管理の基準等を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公園の管理に関する業務の一部を指定管理者に行わせるほか、所要の規定整備をする必要がある。